



2025年8月20日

各 位

株式会社クシム
代表取締役 田原 弘貴
(証券コード:2345 東証スタンダード市場)
(お問合せ先)代表取締役 田原 弘貴
電話03-6427-7380(代表)

株主総会開催禁止の仮処分の申立てに係る書面の受領について

当社は、株式会社ネクスグループ(以下「ネクスグループ」といいます。)が東京地方裁判所に対して2025年8月19日に提起した株主総会開催禁止の仮処分の申立て(以下「本件申立て」といいます。)に係る書面を受領しましたのでお知らせいたします。

記

1 本件申立ての経緯

(1) 臨時株主総会招集許可決定について

当社は、大阪地方裁判所堺支部の2025年8月4日付け臨時株主総会招集許可決定(以下「本件許可決定」といいます。)に基づき、同月14日に株式会社ZEDホールディングス(以下「ZEDHD」といいます。)の臨時株主総会を開催することを予定しておりました。本件許可決定は当社が継続してZEDHDの株主であることを前提としたものであり、当社は、ZEDHDの株主として2025年8月14日を開催日として臨時株主総会を招集しておりました。

一方で、ネクスグループは2025年8月7日付で、本件臨時株主総会において当社による議決権行使禁止の仮処分の申立てを行っておりました。当社は、2025年8月13日付けで東京地方裁判所より、本件許可決定に基づいて開催されるZEDHD株主総会において、当社が議決権を行使してはならない旨の決定を受けました。

これに対して、当社は、ZEDHD株主総会開催を2025年9月3日に延期するとともに、2025年8月18日付「仮処分決定に対する異議申立てのお知らせ」で開示したとおり、東京地方裁判所に対して異議を申し立てました。

(2) 本件申立ての趣旨

本件申立ては、当社が大阪地方裁判所堺支部が許可した本件許可決定に基づき2025年9月3日付け開催を予定するZEDHD株主総会について、ネクスグループが、その株主総会の開催の禁止を申し立てたものです。

(3) 進行中の各種法的手続き

当社は、本件申立てのほか、以下の法的手続きを進行しております。

進行中の各種法的手続き	申立者／原告	管轄裁判所	概要
仮処分決定に対する異議申立て	当社	東京地方裁判所	2025年8月13日付東京地方裁判所決定に対する異議申立て。ZEDHD株主総会において、当社が議決権を行使してはならない旨の決定に対しての異議申立て。 ※2025年8月18日付開示資料を参照
議決権行使許容・禁止の仮処分	当社	大阪地方裁判所	ZEDHD、カイカFHD、ネクスグループを債務者とした仮処分の申立て。 ※2025年8月19日付開示資料を参照
新株発行無効等請求を求める訴え	当社	大阪地方裁判所	ZEDHD、カイカFHD、ネクスグループを被告として、当社の関与なくZEDHDが発行した株式について新株発行無効等請求を求める訴え。 ※2025年8月19日付開示資料を参照
株主総会開催禁止の仮処分の申立て	ネクスグループ	東京地方裁判所	2025年8月4日付臨時株主総会招集許可決定により開催予定のZEDHD株主総会の開催禁止をネクスグループが求めた申立て。

2 今後の方針

当社は、上記のとおり、当社は、ZEDHDの株主であることを前提とする本件許可決定を受けており、ZEDHDの株主として適法に議決権を行使し、ZEDHD、ZEDHDの完全子会社である株式会社Zaif、ZEDHDに移転させられた株式会社クシムソフト、チューリンガム株式会社、株式会社Web3テクノロジーズ、Digital Credence Technologies Limitedの取戻しを図ることに努めてまいります。

本件申立ての結果については、あらためてお知らせいたします。

以上